

<一般部門>

I. 一般事業

家電製品の利用者、製造業者、流通業者等の便益向上に寄与するため、環境保全・資源有効利用、地球温暖化防止・省エネルギー対策、製品安全等に関して次の事業を実施する。

1. 環境関連事業

(1) 環境配慮設計及び資源有効利用の取組み

- ①家電製品の新たな機能や新構成の変化について調査し、関係者と情報共有することで将来的な再商品化率への影響度等を把握する。
- ②環境配慮設計に関する取組みの好事例を「製品アセスメント事例」として協会サイトに掲載する。
- ③家電製品の環境配慮設計に関する資料等を改定し、協会サイトに掲載する。
- ④欧州「サーキュラー・エコノミー・パッケージ（資源循環経済政策パッケージ）」の環境配慮設計に関する情報を収集し、関係者と情報共有する。
- ⑤「自動車リサイクル法」等に係る諸課題等に関する情報収集を行い、関係者と情報共有する。

(2) 「容器包装リサイクル法」への対応

容器包装廃棄物の削減に向けた取組みを推進するとともに、同法に係る諸課題について、関係団体と連携を取り、対応を図る。

2. 家電リサイクル関連事業

(1) 「家電リサイクル法」への対応

- ①「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合」が2014年10月に公表した報告書に記載されている各主体が取り組むべき施策について、関係者との連携を密に所要の対応を行う。
- ②上記報告書とともにアクションプランに示された要求事項に対して、毎年開催される合同会合の中で各主体の実施状況がフォローアップされ、家電リサイクルの一層の高度化に向け継続した取り組みが行われてきた。今年10月からは、3回目の家電リサイクル法の見直し検討が始まることから、家電リサイクル法運用上の課題解決とより一層の利便性向上が図れる施策の検討を進める必要がある。この一環として、今年度は、家電リサイクル券システムのあり方に関して議論を行い、予想されるに課題抽出とその対応策について検討を行う。
- ③家電リサイクルに係わる普及広報活動を関連部門と連携し、活動を推進する。消費者や関係者等への積極的な情報提供を行うべく、「家電リサイクル年次報告書（平成30年度版）」を制作するとともに、その配布先の拡大を通じて利活用をより一層推進する。併せて昨年度新たに発刊した小冊子「やってはいけない家電の捨て方」を更に改訂し、家電リサイクルプラントの見学者、各種イベント会場来場者に対して積極的な配布を行い、家電リサイクルの啓発を推進する。また、Webサイトコンテンツの充実等により一層の理解促進に努めていく。

(2) 「小型家電リサイクル法」法への対応

「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会合同会合」の法見直し合同会合が2019年3月から開催される。関係者と連携を密に所要の対応を行う。

3. 地球温暖化防止・省エネルギー対策関連事業

地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出抑制に関し、国際的な枠組みである「パリ協定」が2016年11月に発効した。

我が国は「パリ協定」を履行するために、2030年度までに温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する目標を設定している。この目標を実現するため、地球温暖化対策の取組方針である「地球温暖化対策計画」に沿って具体的な行動が推進されている。

このような状況を踏まえ協会は、以下の重点項目を推進する。

(1) 国民運動「COOL CHOICE」への参画

第29回地球温暖化対策推進本部（2015年6月開催）で設置された新たな国民運動「COOL CHOICE」は、温暖化防止に資する省エネ・低炭素型の製品やサービスの導入を消費者が積極的に選択する「賢い選択」を促す運動である。

家電分野では、消費者の省エネ家電製品への買換えを促すための具体的な普及啓発活動推進のため「COOL CHOICE推進チーム作業グループ（省エネ家電）」が設置された。協会は本作業グループに委員を派遣し、積極的な貢献を図る。

(2) 省エネルギー法及びトップランナー制度の改訂への対応

「総合資源エネルギー調査会の省エネルギー小委員会」及びその傘下のワーキンググループにおいて、省エネルギー法及びトップランナー機器の見直しや新たな目標基準値の策定等が審議されている。協会は、諸施策に関し総括的な対応を行い、関連する情報収集を図ると共に、業界横断的な課題整理や対応策の検討を行う。

(3) 関係省庁及び団体が進める省エネルギー対策事業への対応

関係省庁及び関連団体が進める省エネルギー対策事業への協力として、関連工業会とも連携を図り、これまでの省エネに加え、創エネ・蓄エネや家庭内エネルギーマネジメントが一体となったスマートライフに関する情報提供冊子「スマートライフおすすめBOOK」の制作・配布等を通して、省エネ家電の普及拡大、創エネ・蓄エネ機器等の導入啓発及び情報提供を行う。

(4) 地球温暖化防止に関する啓発活動

「省エネ家電 de スマートライフ」のWebサイトや省エネ・環境に関する展示会（エコプロ等）へのブース出展を通じて、消費者へ以下の温暖化防止対策の啓発活動を行う。

①地球温暖化防止への取組み方法

②省エネ家電製品への買換えによる省エネ効果

③創エネ、蓄エネ、HEMSによるエネルギーの有効活用

4. 製品安全関連事業

製品安全委員会においては、家電製品の安全性向上に係る業界共通の諸課題である安全な製品を設計し製造するための技術、消費者に製品を安全に使用いただくための情報提供と啓発活動、市場で発生した安全問題への対応、安全規格に関する業界意見の集約と提言等に関し、以下の事業に取り組む。

また、A I、I o T等の新たな技術の製品安全への活用に関しても積極的に調査・研究を行っていく。

(1)家電製品の安全技術及び安全マネジメントの課題検討

- ①事故の未然防止と再発防止に資するため、業界横断的な事故情報及びリコール情報の収集と分析を行い、関係機関省庁、関連団体、事業者との情報共有を図る。
- ②安全な製品の設計と製造に関する技術及びマネジメント手法等の研究を行う。

(2)消費者が製品を安全に使用するための施策検討

- ①経済産業省「高齢化社会における製品安全に関する課題調査委員会」に参画し、長期使用製品の安全確保に係る制度改正に向けて業界としての意見具申を行う。
- ②事故情報、リコール情報の分析結果を消費者啓発委員会に提供し、効果的な啓発活動に繋げる。

(3)製品事故の拡大防止に向けた効果的な業界横断施策の検討

- ①経済産業省「消費生活用製品安全法に基づくリコールの実効性改善に関する検討会」に参画し、新たなリコール実施率算出方法の提言を行う。
- ②総務省消防庁「住宅防火対策推進協議会」に参画し、関係機関、省庁との連携を強化する。

(4)「電気用品安全法」及び関連する規格改訂等への対応

電気用品安全法における諸課題に対して、経済産業省による「電気用品安全法の手続き合理化等に関する調査検討委員会」等に委員派遣し、関係団体と連携して課題解決に向けた提案等を行う。

(5)家電製品の安全に関する行政及び外部団体への対応

- ①経済産業省産業構造審議会主催の「製品安全小委員会」へ委員参加して家電製品の安全全般に関する業界意見の反映を行なう。さらに、消費者庁、N I T E等からの製品安全に関する情報の収集と指導事項への対応を検討する。
- ②家電製品の安全と使いやすさに関して、社会情勢の変化を踏まえたテーマを設定し、講演会等を適宜開催する。
- ③家電製品からの電磁波及び家電製品からの揮発性有機化合物（V O C）に関する情報収集に努め、必要に応じ対応策の検討を行う。
- ④赤外線リモコン方式におけるカスタムコードの管理等を行い、赤外線リモコン製品相互の誤動作を防止し、消費者の安全確保に資する。

5. ユニバーサルデザイン技術関連事業

消費者にとって「使いやすく・わかりやすい家電製品」を追求するため、家電製品のユニバーサルデザインに関する課題の研究及び関連規格の業界横断的な標準化等を目指して、以下の取組みを行う。

- (1)既刊の「家製協ガイドライン」について、関係する J I S 規格等との整合性を確認し、ガイドライン改訂の必要性を検討する。
- (2)障がい者団体、関連公的機関等とヒアリング調査を通じて ICT 活用時に於ける障がい者へのアクセシビリティ配慮事項の検討を行う。
- (3)ユニバーサルデザインの規格化等への対応として、「アクセシブルデザイン国際標準化委員会」(事務局：公益財団法人共用品推進機構)が開催する委員会に参画し、家電業界の意見の反映を図る。

6. 消費者啓発関連事業

全国各地に設置されている「消費生活センター」の相談員との情報交流会、啓発講座を強化し、家電業界における製品安全、ユニバーサルデザイン、省エネルギー、リサイクル、スマートハウスへの取組みに関し、以下の事業を通じて積極的な情報発信・啓発及び協力関係の構築を行う。

- (1)消費生活センター等からの要請による消費者啓発講座で使用する資料の改訂、作成を行う。
- (2)消費者関連団体との情報交流会を通じて消費者に関連する情報を収集し、昨年度から新設した消費生活センターの相談員向けサイト「家電製品 Q & A」ページの充実を図る。
- (3)協会サイトの製品安全ページをリニューアルし、関係機関省庁、関連団体、事業者の持つ製品安全に関するページへの窓口「まとめサイト」化を図り、普及・広報活動を強化する。
- (4)ユニバーサルデザイン技術委員会と連携して、協会サイトの「ユニバーサルデザイン配慮家電製品」ページの内容見直しと検索性の向上を行う。

7. 消費者関連法務事業

- (1)関連法案の改正、制定への対応

消費者関連の新法制定や重要な法改正、重要判例や行政処分例の動向を注視し、必要に応じて家電業界としての意見具申を行うとともに、会員企業の実務面での活動が円滑に進むよう適切な提言を行う。

- (2)中・長期的視点での関連法規の調査研究

A I、I o T 等による社会変化に係る関連法規の影響を分析し、家電業界としての課題を検討する。

8. アフターサービス関連事業

- (1)家電製品のアフターサービス向上に関する調査研究と安全点検に関する普及啓発活動の推進

経済産業省が実施する「製品安全総点検月間」に合わせ、「家電製品愛情点検チェックリスト」を賛助会員各社のアフターサービス網を通じ消費者に配布し、普及啓発を行う。

- (2)安全点検技術講習会の運営・管理

家電流通諸団体に対し、W e b を活用した効率的、効果的な安全点検技術講習会の運営を行う。

9. 流通EDI関連事業

家電業界の業務効率化を推進するため、時代の変遷に合わせ、EDI標準化項目の拡充と推進に必要な事項を検討するとともに、次世代EDIを巡るIT技術の動向の把握や今後の標準化活動に必要な内容の検討を図る。

- (1) 新たな家電業界標準EDIフォーマットである「拡張E-VANフォーマット」の普及を推進する。
- (2) 流通BMS対応としてメーカー間の連携及び情報共有を継続し、流通企業が新規に導入する際のスムーズな対応を図る。
- (3) 物流情報に関する家電業界EDIの標準レイアウト策定に向け、項目の調査・研究を進める。
- (4) 固定電話網からIP網への移行に併せ、現行の全銀TCP/IP手順、JCA手順に代わる家電業界としての新たな手順・方式の策定に向けた研究を進める。
- (5) 流通EDI標準化活動を通じ、新規公開及び改訂すべき内容について協会サイトを活用し、適宜情報提供する。
- (6) R-VANの安定稼働を図ると共に、納期目安情報連携サービスの流通企業への提供と利用メーカー拡大を図る。
- (7) 商品情報(JD-NET)の安定稼働を図るとともに、情報提供品目数の増加、市場・製品に合わせた商品特性項目の見直し、流通企業及びメーカーの参加促進を図る。

10. 協会運営関連事業

(1) 協会広報事業

- ① 協会の概要、事業内容、活動成果等を協会サイトに広く紹介し、賛助会員、関係団体、一般消費者等へ家電産業の取組みや課題等の普及啓発を推進する。またそのサイトの分かり易さと利便性の向上を図るために、協会サイトを改良、刷新する。
- ② 賛助会員向け定期講演会を継続し、多様なテーマの知識と情報の提供と啓発に取り組む。
- ③ 6月に家電産業界の情報交流の場である第3回家電産業交流会を実施する。

(2) 家電産業ハンドブック関連事業

日本の家電産業の状況を、国内出荷、国内生産、輸出、輸入の各項に渡り、最新統計に基づき動向を解説する「家電産業ハンドブック」を更新し、2019年版として賛助会員への情報共有を図るとともに、その抜粋版を協会サイトに掲載することで、一般の利用の用に供する。

<自治体支援事業部門>

II.自治体支援事業

不法投棄される廃棄物の削減を目的とした地方公共団体（市町村）の不法投棄未然防止の取組みを支援する「不法投棄未然防止事業協力」、離島地域の消費者が排出する特定家庭用機器廃棄物の海上輸送費用を負担するための「離島対策事業協力」を以下のとおり実施する。

なお、事業の公正な運用を図るために第三者委員会を組織し、当該委員会の決定に基づき事業を実施する。

1. 不法投棄未然防止事業協力の実施

特定家庭用機器廃棄物の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された特定家庭用機器廃棄物を回収し、再商品化等実施者に引き渡す事業を実施する又は実施しようとしている市町村等に対し、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、助成金の交付を行う。

2. 離島対策事業協力の実施

次に掲げるいずれかの事業を実施する又は実施しようとしている市町村に対し、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、助成金の交付を行う。

(1) 離島地域において特定家庭用機器廃棄物を引き取った又は回収した場所から指定引取場所までの輸送を効率的な方法により行い、再商品化等実施者に引き渡す事業

(2) (1)に掲げる事業を市町村の委託を受けていない第三者が行っている場合、その第三者に対して海上輸送に要する費用の全部又は一部に相当する額の補助金を交付する事業

3. 市町村等が実施した支援事業の評価等

第三者委員会において、市町村等が実施した支援事業について、その効果、問題点等について評価を行い、協会サイトにて公表する。このほか、第三者委員会の決定に基づき助成金を交付した支援事業の内容等を協会サイトにて公表する。

<家電リサイクル券センター部門>

Ⅲ. 家電リサイクル券センター事業

家電リサイクル券システムが引き続き社会システムとして社会に貢献していくためには、一層のコスト削減、効率化、システムの安定運用、製造業者等や小売業者といった関係者との緊密な連携に努めることが求められている。このため、2019年度は以下の事業を実施する。

1. 家電リサイクル券システムの運営

- (1) 運営の効率化を図る。
- (2) 主務官庁、製造業者等、取扱店等との連携を強化する。
- (3) 業務委託先との緊密な業務の遂行を図る。
- (4) 小売業者の入退会、製造業者等の加入・契約解除申込みへの対応を行う。
- (5) 取扱店の倒産発生等に対する迅速な対応を図る。
- (6) 取扱店における家電リサイクル券の適正な運用を促進する。

2. 家電リサイクル券システムの普及啓発

- (1) 取扱店等への家電リサイクル法に基づく特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しに関する普及啓発を行う。
- (2) 流通、自治体等への家電リサイクル券システムの普及啓発を行う。
- (3) 消費者、排出者に対する啓発（協会サイト等による活動の強化）を行う。

3. 情報システムの改善等

- (1) 各種IT技術を活用して、RKCシステム利用者のサービス向上を図る。
- (2) 円滑なシステム運用のための改善策の実行とセキュリティの確保を図る。
- (3) 現行システムの問題点を抽出し、技術の進展等を考慮して、利便性と効率性の向上を図るための新しいシステムの検討を行う。

なお、2018年12月末現在、入会取扱店等は約41,490企業、家電リサイクル券を取り扱う店舗数は約55,311店、入会地方公共団体は544団体、加入製造業者等は125企業となっている。また、約22,900の郵便局に料金郵便局振込方式の家電リサイクル券を備えている。

< 指定法人部門 >

IV. 指定法人事業

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づき主務大臣より指定法人に指定された者として、以下の事業を実施する。

1. 特定家庭用機器廃棄物に関するリサイクル関連業務の実施

(1) リサイクル関連業務の実施

家電リサイクル法第 33 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、特定製造業者等からの委託を受けて、あるいは製造業者等が存在しない、または当該製造業者等を確認することができない特定家庭用機器廃棄物のリサイクルを行う。

また、これに付随して必要とされる情報システムの改善、特定製造業者等への情報提供、契約手続き、報告徴収への対応等を図る。

(2) 2020 年度以降の委託先選定

家電リサイクル法第 33 条第 1 号及び第 2 号に規定する業務の委託に関する契約が 2019 年度末に終了となる。これを受け、2020 年度以降の委託先を選定するため、再商品化等業務規程の規定に基づき一般競争入札を行い、落札者と再商品化等実施契約を締結する。

2. 調査及び普及啓発の実施

(1) 調査の実施

家電リサイクル法第 33 条第 4 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の排出、収集、運搬及び再商品化等に関して調査の必要性が生じた場合には、適宜実施する。

(2) 普及啓発活動の実施

家電リサイクル法第 33 条第 4 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の適正な排出、収集、運搬及び再商品化等のより円滑な実施を図るため、主に以下の普及啓発活動を行う。

- ① 引き続き Web サイト「これで解決！家電リサイクル」の充実化を図ることにより、適正ルートによる排出促進、ひいては回収率向上に貢献する。
- ② 回収率向上に向けた「アクションプラン」に基づき、必要に応じ各関係者とも連携しながら、適正排出促進に向けた普及啓発活動を実施する。

3. 照会対応

家電リサイクル法第 33 条第 5 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及びリサイクルの実施に関する排出者、市町村等からの照会に対応する。

＜家電製品PLセンター部門＞

V. 家電製品PLセンター事業

家電製品に係る紛争解決の専門機関として、公正・中立・迅速な紛争解決を図るとともに、関係機関との連携を強化し、情報開示と広報活動を行なう。

1. 公正・中立・迅速な紛争解決

(1) 相談手続による問題解決

相談者の主張する内容を的確に判断し、相談者の論点整理のための助言や関連情報の提供を行なった上で、相談者と事業者との適切な話し合いを促進する。

(2) 斡旋手続による紛争解決

現場・現品・現実の三現主義に則った原因究明と、顧問弁護士の助言による法令解釈下による斡旋案の提示により、相談者と事業者との合意解決に努める。

(3) 裁定手続による紛争解決

消費者問題に関する有識者、弁護士及び技術専門家で構成される裁定委員会により、現場・現品・現実の三現主義に則った原因究明をすすめ、裁定手続による紛争解決を図る。

2. 情報開示

(1) 協会サイトにおける情報開示

「月次インフォメーション」及び「年次報告書」を協会サイトに公表し、相談事例や斡旋事例等の情報を提供することにより、家電製品による事故の再発防止や未然防止を推し進める。

(2) 関係工業会への情報提供

関係工業会における製品安全等の取り組みの一助となるよう、事故相談事例を含む製品別相談状況等の情報を提供する。

3. 広報活動

消費生活センター等行政機関を含む関係団体・関係機関との交流会を通じて、当センターへの相談事例や事業内容の理解を深めていただき、一般消費者からの相談に対しての連携強化を図る。

また、関係工業会の研修会等を通じて、製造事業者等に当センターの事業内容を紹介することで、当センター事業への理解を深める。

<資格審査認定部門>

VI. 資格審査認定事業

1. 事業計画の概要

従来、「家電製品アドバイザー資格」（以下「アドバイザー」という。）及び「家電製品エンジニア資格」（以下「エンジニア」という。）を柱として推進してきた当事業は、2013年度にスタートした中期事業計画により事業と経営の両面から建て直しをはかり、2016年度には、固定費の引き下げと経費圧縮によって収益体質を大幅に改善すると同時に新規事業「スマートマスター」を導入することで受験者数を増進し、構造的な赤字事業体質からの脱却に成功した。

そして、この実績を踏まえ、2017年度には、“持続的成長”を目指す『第Ⅱ期中期計画(下記参照)』をスタートした。2019年度はその最終年度として、スマートマスターの地歩を固めると共に、受験者が逡減しているエンジニアの制度改革に具体的に着手するなど、この中期計画を完遂することに全力を傾注する。また、2020年度以降に想定される「5G」を契機とする新パラダイムの時代に即した『第Ⅲ期中期計画(2020年～)』へと円滑に引き継いでいくことを目指す。

(1) 第Ⅱ期中期計画（2017年度～2019年度）の要点（抜粋）

■ 中期的与件

- ① “家電事業”という概念(枠組み)はさらに希薄化し、事業の主体は「IoT」、「AI」、「ロボット」などの新機軸テクノロジーを原動力とする新たな事業ドメインへと移行が進む。この新たな事業分野は、製品販売(リテール)・インテリジェントサービス(介護やヘルスケア等のサービス)・エネルギーマネジメントサービス(ZEH関連ビジネス)など、サービスやコンテンツにより収益を稼ぐビジネスモデルへと変貌する。これらの新しい事業分野に働く人材には、新たな「知識」と「スキル」および「経験」が求められることから当該分野の人材育成ニーズは極めて高い。
- ③ 一方、家電製品単体にフォーカスした従来の資格制度(アドバイザー、エンジニア)の制度的陳腐化は不可避の状況にある。
 - ・アドバイザー、エンジニアの新規受験者の数は『年率▲20%近くの減少』を見込む。また、現状70%近い資格更新率も『60%程度まで低下(毎年▲3%程度の低下)』することを見込む。 等

■ 中期方針

- ① 上述の大きな事業環境変化(パラダイムシフト)における“変化の先”を読み、常に「その時代における“業界”と“消費者”に貢献する事業の遂行」を目指し、機敏に事業構造、組織体制・人材配置、事業遂行方法を変革する。
- ② 「知識の蓄積」、「経験の蓄積」、そしてそれらの実践による「信用の蓄積」という『3つの蓄積』を進めることにより、将来に亘る安定した事業と業務の基盤を確立する。

■ 中期的課題（前述の「中期的与件」と「中期方針」を踏まえて）

- ① 従来事業(アドバイザー、エンジニア)の収入の落ち込みを補完する新たな事業を確立する。
 - ・「スマートマスター」の着実な普及と中核事業としての定着を図る。等
- ② 存続危機状態にあるエンジニアは、2020年度を目処として抜本的に改革する。

- ③ 持続可能な事業基盤の確立を目指し、「知的創造業務のためのシステム」と「協創のための組織」を構築する。
- ・テキストや試験問題の知的リソースを蓄積し管理するシステムを再構築する。
(現 CEMAX の代替システムを導入) 等

(2) 第Ⅱ期中期計画 最終年度(2019年度)の主な取組み(2019年度事業計画)

第Ⅱ期中期計画の最終年度にあたる2019年度は、文字通り本中期計画の総仕上げの年である。過去2年間の取組みにて積み残した課題を完遂すると共に、次の事業ステージへとステップアップするための足掛かりの年とする。

■課題1：前年度からの継続テーマ(完遂すべき課題)

① 対象業界を拡大することによる「スマートマスター」の需要拡大

スマートマスターは、制度導入以来、「積極的な広報活動」、「住宅や電力などの他業界との会話」などに取り組んできた。4年目を迎える2019年度は、本格的な『需要刈り取りの年』との認識の下、他業界の教育ニーズをカリキュラムに反映した上で、住宅・電力業界等の主要法人に対するアプローチを強化する。(2018年度の実績を底として反転攻勢に転じる)

② 「家電製品エンジニア制度」の改革(具体的制度設計の実行)

2018年度、主管の認定制度委員会では、修理業務に焦点を当てた現行のカリキュラム(=認定要件)を時代に即して汎用性のあるものに見直すことで、受験者の底辺拡大を図るという方針を決定した。(P13参照)

2019年度はこの方針を踏まえ、具体的な制度設計段階へと移行する。

なお、適正なリソース(資金・労力)を活用することにより、個別採算のとれる制度を5年以内(※)に確立することを設計条件とする。

※新制度のリリース2020年度内(初回の試験は2021年9月の実施を想定)、2年後の2023年度に個別採算ベースの確保を目指す。

■課題2：さらなる合理化

① 「ペーパーレス化」の推進

現在、2020年度末を目処として、資格更新制度の運用(学習・試験)のペーパーレス化に取り組んでいるが、これを含めて以下a～cのペーパーレス化を進めることで、材料費・郵送費・労務費などの経費をさらに圧縮する。

a. 資格更新制度

2020年度に電子化へ完全移行しペーパーレス化 【▲6百万円/年】

b. 広報・周知施策

ポスター、チラシなどを段階的に電子媒体へと移行 【▲2百万円/年】

c. 内部会議資料等

家電製品協会を挙げての取組みに歩調を合わせて実施

② 本丸「知的業務」の合理化

資格審査事業において、参考書の執筆・編集および試験問題の策定は最もリソースをかけている中核業務でありながら、個人の専門性と経験に負うところが多く、なかなか標準化・システム化が進まなかった。資格審査事業の持続的成長を求める上で、上述の知的業務の合理化は不可避の課題であるとの認識の下、2019年度を皮切りに3年計画で取り組む。

これまでも、参考書や試験問題づくりに活用する「独自の辞書づくり」、
「過去のミスを網羅したチェックリストの策定」や「文書平仄のためのテンプレート作成」などを実行してきたが、これらを超える『知的業務の標準化・システム化』を課題とする。（2019年度は取り組みメニューの整理し、実施可能な事項から順次スタートする）

2. 事業計画（数値編）

(1) 資格試験

① 日程

	第 37 回試験	第 38 回試験
試験実施日	2019年9月1日（日） 及び9月4日（水）※	2020年3月1日（日） 及び3月4日（水）※
資格交付日	2019年11月1日	2020年5月1日
申請期間	2019年6月1日（土） ～7月25日（木）	2019年12月1日（日） ～2020年1月25日（土）

※水曜日の試験は、アドバイザー及びスマートマスターを対象とする。

② 受験者数

2019年10月に予定されている消費税増税の前の家電販売対応の影響により、
同年9月の試験（第37回試験）の受験者は通常状態と比較して大きく落ち込むことを想定
単位：件

		第 37 回試験	第 38 回試験	年間計 ※1
対象 資格	アドバイザー(※2)	6,565	6,196	12,761(56.4%)
	エンジニア(※2)	420	405	825(78.2%)
	スマートマスター	1,499	1,573	3,072(86.1%)
計		8,484	8,174	16,658(61.1%)

※1 上表（ ）内は前年実績比

※2 アドバイザー、エンジニアの数値には、エグゼクティブチャレンジの申請件数を
含む

(2) 資格更新

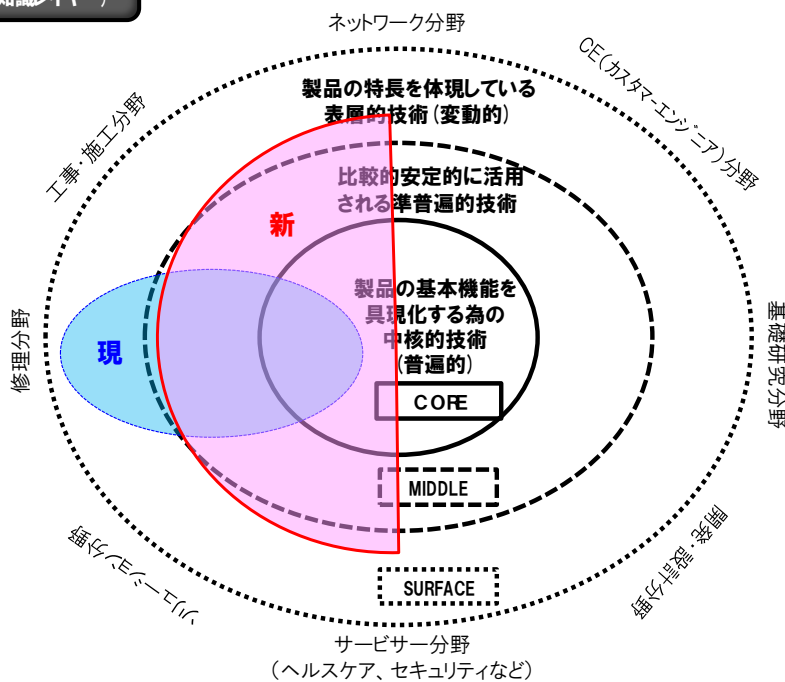
	2019年11月1日付更新	2020年5月1日付更新
申請期間	2019年6月1日（土） ～9月30日（月）	2019年12月1日（日） ～2020年3月31日（火）
更新人員 （目標）	3,857件 （更新率60%）	3,311件 （更新率60%）
電子化率 （目標）	90%（※）	94%（※）

※2020年度中（2021年5月1日付）に資格更新手続きの完全電子化を目指すこと
から、2019年度は現状比+8%（現86%→94%）を達成基準とする。

以上

- 1) 就労人口が減少しつつある修理・サービス業務の実務知識に焦点を当てた現制度の対象領域(下図の楕円部分)を施工・ソリューション・ネットワークなどを含む多様な家電関連業務を対象領域とし、それらの業務に共通する「汎用的な専門知識(下図の半円部分)」をカリキュラムとして訴求することで、受験需要の裾野を拡大する。
- 2) 現行制度にて蓄積してきた知的リソース(参考書・試験問題等)および現行制度の枠組み(試験運用・資格更新の仕組み等)を極力活用することで合理化の効果を押し上げる。

**エンジニア制度改革の方向性
(対象とする分野と知識レイヤー)**



推進スケジュール概要

新制度の具体的な検討は関係者によるタスクフォースを編成の上、(最長)1年以内に完遂する。

2018年度	2019年度		2020年度		2021年度
下	上	下	上	下	上
■ 36回試験 * AEHA理事会 ● 認定委 ● 認定委	■ 37回試験 ● 認定委 ■ 38回試験 * * AEHA理事会 ● 認定委 ● 認定委	■ 39回試験 ● 認定委 ■ 40回試験 ● 認定委 ● 認定委	■ 41回試験 (新制度初) ● 認定委 ● 認定委		
	新制度検討タスクフォース シラバス・カリキュラム検討		教材作成(テキストを想定) 市場アナウンス → 設計調整		教材発売
		制度具体設計		システム対応 周知広報	
現行制度の動き EWG → 37回試験 参考書編集 (現制度最終)		EWG → 38回試験	EWG → 39回試験	EWG → 40回試験 (現制度最終)	現制度からの移行措置 (1年間程度)